

民間船舶の運航・管理事業(貨物船等)に関する実施方針に対する質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	2_民間収益事業の条件(案)	2		(3) 船員	民間収益事業において船舶運航は、本事業船員を原則とするとありますが、民間事業で本事業以外の民間船員で船舶運航は禁止とということでしょうか	民間収益事業に従事する民間船員は、各船会社の判断のもとで選定いただくことを想定しており、本事業船員以外の船員による船舶運航も可能です。
2	1_業務要求水準書(案)	7		(2) 業務の前提条件(ア)	防衛出動の時は裸傭船を条件とし、船舶調達にSPCと裸傭船契約とすることは可能でしょうか。	事業者が船舶を所有することなく、都度SPCと裸傭船契約する調達は可能であるかとの質問と理解し、回答します。本事業においては(2)業務の前提条件 ア(ア)のとおり、事業終了時まで本事業船舶の所有権を事業者が有することとしています。
3	1_業務要求水準書(案)	2		(1) 船舶調達	本事業期間中に船舶を入れ替えることは可能でしょうか	原則として、本事業期間中に船舶を入れ替えることは想定しておりません。 一方、要求水準書の「5. 本事業における基本的な実施条件」に記載のとおり、故障等により運航困難となった場合は入れ替えることとしています。
4	1_業務要求水準書(案)	3		(3) 船員雇用・養成業務	同業務はSPC参加企業でないといけないのでしょうか。例えばSPC傘下の運航、管理会社が特定他社より派遣船員を受け入れるような形態はできませんでしょうか。	ご認識のとおり、船員雇用・養成業務は、実施方針P9-3(1)応募者の構成で示す、構成員又は協力企業で実施いただく業務となります。SPCから同業務を委託された構成員が、他の企業に委託することは再委託となり、禁止事項に該当すると考えますが、船舶を保有(SPCに売却)、維持管理は可能でも船員の確保ができない構成員がいる場合、当該構成員には、船員雇用・養成業務は委託せず、SPCが構成員以外の企業に委託し船員を確保することとなります。

5	1_業務要求水準書 (案)	4		(2) 本事業の船員の位置づけ	本事業船員については、民間船舶の運航に従事した経験とありますが、経験の基準のようなものはあるのでしょうか。	基準は設けておりませんが、民間船舶を運航させるために必要な資格や経験を有する者を確保していただきたいという趣旨です。
6	1_業務要求水準書 (案)	12		d. 6号船舶	適用規則はJG第4種の基準を満たせば船級はNKでもいいのでしょうか	要求水準書の第2 1(3)ア(イ)に記載のとおり、適用規則はJG第4種船の基準が原則になります。JG第4種の基準を満たせば船級はNKでも可能ですが、その場合、JG第4種の基準を満たすことが確認できるJGの検査証書等の提出が必要になります。
7	1_業務要求水準書 (案)	12		d. 6号船舶	積載貨物にコンテナとありますが、事業開始前に事前にラッシング資材も準備しておく必要がありますか	各輸送役務契約に応じて必要なラッシング資材及び固縛装置等を、輸送役務の実施前までに準備していただければと考えております。
8	1_業務要求水準書 (案)	15		(3) 業務の実施方法及び要求水準(キ)	慣熟運航は係留施設近辺での短期間の運航とありますが、どの程度の頻度でどの程度の期間を想定されているのでしょうか	慣熟運航の頻度は定めておりません。御社が想定する本事業船舶に関する操船、機器取扱いの習熟に必要な期間をご提案いただければと考えております。
9	2_民間収益事業の条件(案)	2		④民間収益事業に係る利用対価の査定	利用対価の査定につきましては詳細の打ち合わせをさせていただきたいと思います。	「民間収益事業に係る利用対価の算定」については、入札公告時に示す利用対価の算定方法に基づき、必要な協議を行って利用対価を確定します。

10	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	13	1	支払額の減額措置	業績等の監視及び改善要求措置要領の具体的内容は入札公告時に示すがありますが、現時点でわかっている点はありますでしょうか。	現時点でお示しできる点はございませんので、入札公告時にお示しいたします。
11	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	28	返納金額	予備自衛官である船員数の割合に応じた返納金額の算定方法について、各本事業船舶船員費に乗ずる方法が記載されていますが、船員費にはどのような項目が含まれるのでしょうか。	船員費には、サービス対価の算定及び支払方法(案)の表1. サービス対価の内訳に記載の内容が含まれることを想定しております。
12	2_民間収益事業の条件(案)	2	10	実施条件	民間収益事業報告書(月次報告)を防衛省に提出とありますが、どのような内容の報告書になりますでしょうか。	民間収益事業の実施要領書(案)の3(4)で示すとおり実施日数、利用対価等となります。
13	1_業務要求水準書(案)	18	17	運行経費の負担	運航経費はサービス対価の構成要素外として位置付けるとありますが、輸送役務契約の具体的な契約方法や内容はありますでしょうか。	本事業に係る契約は、事業者と防衛装備庁が締結し、当該契約に基づきサービス対価をお支払いすることとなりますが、輸送役務契約については、輸送業務を発注する各自衛隊と事業者が、その都度、締結することとなり、各自衛隊と調整の上、契約手続きを進めていただくこととなります。なお、輸送役務契約書の雛型は、入札公告時にお示しいたします。
14	1_業務要求水準書(案)	17	2	本事業船員の雇用計画書の提出	本事業船員は予備自衛官又はその希望者であることとなっていますが、いつまでに全て予備自衛官となるように計画すればよろしいでしょうか。	具体的な時期を示すことはできませんが、予備自衛官への志願者の意思や事情等に配慮した上で、速やかに予備自衛官の船員が多くなるよう計画して頂くことが望ましいです。
15	0_実施方針	2	6	第1-1-(5)-ア-(イ)	考えられる譲渡・改修の方法として、現所有者による中古船舶改造後の譲渡、譲渡後の改修請負、現定期備船者手配による譲渡後の改修請負となっていますが、それぞれのパターンで譲渡の時期はいつになりますでしょうか。	運航開始時期である令和9年1月1日の時点で、防衛省の要求水準を満たす運航が可能となるように、船舶の譲渡や改修等の時期を設定して頂くことを想定しています。
16	0_実施方針	2	31	第1-1-(5)-エ	「訓練に伴う輸送役務、緊急時の輸送役務、防衛省が発注する公的機関のための輸送役務等を請け負う。」とあり、緊急時の輸送役務とは防衛出動の事と理解致しますが、訓練に伴う輸送役務、防衛省が発注する公的機関のための輸送役務とは具体的にどのような物品の輸送でしょうか。	一例を申し上げます、「訓練に伴う輸送役務」は、自衛隊の部隊の人員・車両・補給品の輸送、「防衛省が発注する公的機関のための輸送役務」は、米軍関連車両・装備品の輸送を想定しております。 また、緊急時の輸送役務は、災害派遣時における部隊の人員・車両・補給品の輸送等の防衛出動等以外の輸送役務を想定しており、「発注者輸送所要」のうち「年度運航計画書」に予め記載がなくかつ特に「本事業船舶」を使用する緊急性があると判断する場合の輸送役務契約を想定しております。
17	0_実施方針	2	34	第1-1-(5)-エ	「防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練において防衛省から求められた場合は、事業者は船舶運航を行わず、本事業船舶を防衛省に裸備船する。」とありますが、当該船舶に乗船する予備自衛官が配乗されていない、若しくは配乗された予備自衛官のみでの操船が不可能な場合、防衛省からの要求に答えられないが、問題ないでしょうか。	問題ありません。本事業において、防衛省が裸備船の要件に基づき事業者に裸備船を求めた場合、事業者は防衛省に裸備船していただくことで、本事業における契約義務を果たしていただいたこととなります。

18	0_実施方針	3	33	第1-1-(7)	「本事業契約の終了を予定する時点」とはいつ頃でしょうか。 「本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる」とは、どのような場合が想定されますでしょうか。令和19年以降、PFI船舶事業に求められる輸送能力が必要な場合に延長の可能性があるということでしょうか。	「本事業契約の終了を予定する時点」は事業契約終了日である令和18年12月31日です。また「本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる」とは、事業契約終了予定の令和18年12月31日より以前に防衛出動等により船舶を使用しており、令和18年12月31日以降も継続して使用することが必要となる等、緊急時における使用を想定しています。
19	1_業務要求水準書(案)	1	43	第1-3-(1)-ア	防衛省の輸送所要として、(ア)自衛隊の訓練のために必要な輸送、(イ)自衛隊の任務遂行のために必要な輸送、(ウ)公的機関のための輸送等(防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等)が挙げられておりますが、(ア)、(ウ)については、現状、一般内航船、フェリー等で輸送されていると理解しておりますが、PFI船舶の増加により、今後はこれらの輸送をPFI船舶で行う事になりますでしょうか。	(ア) (イ) (ウ)の輸送手段については、各々の輸送所要を満たす最適の輸送手段をその都度選定することとなるため、一概に全てについてPFI船舶を使用するとは言えません。輸送所要を満たす最適の輸送手段として、自衛隊艦船及びPFI船舶とともに、一般内航船やフェリー等を使用することも想定されます。
20	1_業務要求水準書(案)	2	23	第1-3-(1)-イ	自衛隊が本事業船舶を裸備船する平時の訓練はどのような訓練でしょうか。訓練に応じて事業者が運航するか防衛省に裸備船するかが決められるのでしょうか？	要求水準書の第13(1)ア(ウ)に記載のとおり、自衛隊が裸備船を求めるのは、防衛出動命令が発せられた場合等であることから、裸備船する平時の訓練については、これらを想定した訓練が想定されます。この場合、事業者から裸備船された本事業船舶を自衛隊が運航することを想定しております。
21	1_業務要求水準書(案)	6	19	第1-7	「防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練において裸備船する場合の船舶運航に際しては、自衛隊法に基づき海上自衛隊が運航する。」とありますが、民間船員が乗船せず、海上自衛隊員若しくは予備自衛官だけで運航する場合、その船舶は自衛艦化され、船員法適応除外となるのでしょうか。環境や体制が異なる状況で、民間船舶の運航に従事していない海上自衛隊員が乗船しても操船は難しいと思われれます。	防衛省へ裸備船し、自衛艦化した場合は、民間の船員に代り、自衛官が乗り組み、自衛隊法に基づき自衛隊が自ら船舶を運航することになります。また、事業者とよく調整の上、本事業船舶の船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練を実施することで、操船に必要な技術等を取得させることを考えています。
22	1_業務要求水準書(案)	16	24	第2-3-(2)-オ	「防衛出動等に際し本事業の範囲外で本事業船舶を自ら運航する場合には、予備自衛官である本事業船員のほか、本事業船員でない自衛官及び招集された予備自衛官を乗船させ運航に従事させることも想定している。」とありますが、防衛省として一元的に予備自衛官船員の雇用を斡旋する方針があるのでしょうか。	防衛省として、一元的に予備自衛官を船員の雇用のために斡旋することはありません。
23	1_業務要求水準書(案)	16	24	第2-3-(2)-オ	「事業者が実施する本事業船員に対する教育訓練としての運航等の機会を活用し、本事業船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練を事業者に要請する場合があるので、その際は積極的に協力すること。」とありますが、その手配や費用も防衛省との協議で決定され、サービス対価として支払われるのでしょうか。	サービス対価として支払うのではなく、別途、契約を締結し必要な費用を支払うことを想定しています。
24	2_民間収益事業の条件(案)	3	10	4-(2)-イ	売上額に船舶利用率が掛けられており、利用対価が利益を上回ることもあり得ります。利用率は事業契約締結後、船舶毎の協議となっていますが、想定される利用率はどれほどでしょうか。	事業者の売上に占める経費等を勘案し、決定する予定であり、現時点でお示しすることはできません。